

医薬部外品 製造業 許可申請書

ビル名があればビル名も記載してください

製造所の名称		広島県庁医薬部外品株式会社		
製造所の所在地		広島県広島市中区基町10-52		
許可の区分		一般		
製造所の構造設備の概要		別紙のとおり		
(法人にあつては) 薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名		広島 太郎 広島 次郎		
管理者又は責任技術者	氏名	広島 一郎	資格	施行規則第91条第2項第1号
	住所	広島県広島市西区〇〇町1-1		
職務申請者（法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）の欠格条	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	全員なし		
	(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	全員なし		
	(3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者	全員なし		
	(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者	全員なし		
	(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	全員なし		
	(6) 精神の機能の障害により製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	全員なし		
	(7) 製造業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	全員なし		
備考				

責任を有する役員が1名であれば「なし」複数名であれば「全員なし」

上記により、医薬部外品の製造業の許可を申請します。
令和 年 月 日

法人の場合は登記上の本店住所、商号及び代表者名を記載

住所 広島県広島市中区基町10-52

氏名 広島県庁医薬部外品株式会社
代表取締役 広島 太郎

広島県知事 殿